

さがみはらみんなのシビックプライド条例をここに公布する。

令和3年3月25日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第3号

さがみはらみんなのシビックプライド条例

さがみはらは、今まで周辺のまちと合併を繰り返しながら成長してきた都市と自然がベストミックスしているまちです。このため、市内の多彩な魅力が人々を呼び込み、本市で生まれて住んでいる人も含めて、多様な価値観を持った人達が集まった果てしない可能性に満ちているまちです。こんなまちに暮らす私達は、シビックプライドを高めることで、みんなが一つになれるまちを目指して、新たなステップを踏み出します。

あなたは、さがみはらが大好きですか。あなたの好きなさがみはらを自由に自らみんなに発信し共有することで、さがみはらが大好きな人々が市内外にあふれていて、誰にでも自慢したくなる。そんなまちになることを願って、シビックプライドを高めるため、この条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、相模原市と関わりのあるみんなのシビックプライドを高めることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) シビックプライド 相模原市に対する誇り、愛着及び共感を持ち、まちのために自ら関わっていかうとする気持ちのことをいいます。
- (2) さがみはらファン 相模原市を好きな人のことをいいます。
- (3) 相模原市と関わりのあるみんな 相模原市内に居住し、通学し、若しくは通勤する人、相模原市と何らかのつながりがある人又は相模原市に関心のある人のことをいいます。

(基本的な考え方)

第3条 この条例は、相模原市と関わりのあるみんなにシビックプライドを持つことを決して強制するものではありません。相模原市と関わりのあるみんなの個人の思いを尊重しつつ、相模原市と関わりのあるみんなのシビックプライドを高める取組を行うことを基本的な考え方とします。

(市長の責務)

第4条 市長は、自ら相模原市の魅力を発信します。

(市の責務)

第5条 市は、相模原市と関わりのあるみんなのシビックプライドを高めるための取組を推進します。

2 市は、緑区、中央区及び南区の魅力を踏まえた相模原市と関わりのあるみんなのシビックプライドを高めるための取組をそれぞれ推進します。

(市民の役割)

第6条 市民は、相模原市への関心を持つこと及び魅力の発見に努めます。

(さがみはらファンの役割)

第7条 さがみはらファンは、自らが思う相模原市の魅力の発信に努めます。

(計画)

第8条 市長は、相模原市と関わりのあるみんなのシビックプライドを高める取組を効果的かつ計画的に推進するための計画を定めます。

(協力)

第9条 さがみはらファン及び市は、互いに協力し、相模原市と関わりのあるみんなのシビックプライドを高めることに努めます。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行します。